

令和3年度実施分
社会福祉法人
指導監査報告書

令和4年8月
品川区

1 社会福祉法人の指導監査とは

(1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された公益性の高い非営利の法人です。社会福祉事業の主たる担い手として、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって公的規制・監督を受ける一方で、税制面や補助金交付等の優遇措置があります。

(2) 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

(3) 指導監査の概要

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査は大きく分けて、

ア 社会福祉法人の運営に係る指導監査

イ 法人が運営する施設やサービスに対する指導監査(施設サービス指導監査)の2つがあります。これらの指導監査には、以下のような違いがあります。

● 「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」の違い

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査事項
社会福祉法人指導監査	品川区	社会福祉法第56条第1項	適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保	定款、役員、理事会、予算および決算書等の法人運営に関すること
施設サービス指導監査	東京都 品川区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法(*)等	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定・使途、利用者への処遇・支援の状況に関すること。

(*) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人指導監査」です。なお、上記「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」は、実施主体が異なりますが、同一年度内に双方の監査を実施する予定がある場合は効率的・効果的な監査を実施するため、日程調整し、同日で監査を実施するように努めています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に引き続き都および区関係各課との同日監査は実施しませんでした。

2 社会福祉法人指導監査

(1) 令和3年度 監査実施状況

主たる事務所が品川区にある社会福祉法人であって、その行う事業が品川区の区域を越えないものについては品川区長が所轄庁と定められています。(社会福祉法第30条第1項)。

令和3年度は、所轄する13法人の内、4法人に対して指導監査を実施しました。

対象法人数(所轄法人数)		監査実施数	文書指摘法人数
13		4	4
内訳	高齢	5	2
	障害	2	1
	保育	5	1
	社協	1	0

(2) 文書指摘事項

文書指摘事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))」に基づいて指摘を行っています。

令和3年度は役員の改選期である法人が多かったため、改選に伴う資料が揃っているか、手続きが適正かなどを重点的に確認しました。

令和3年度の文書指摘の内容は以下のとおりです。サービス区分間・拠点間での貸借について適正な処理が出来ていないこと、内部取引の相殺の不備などについて、文書指摘を受けています。理事会・評議員会の議事録の不備についても指摘を受けている法人があります。役員の改選に伴う手続きについての文書指摘はありませんでした。

※「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知として発出されています。

※文書指摘事項に関しては、すべて改善報告書を受領しています。

■法人運営

①評議員・評議員会—評議員会の招集・運営

項目	具体的事例	法人数
適正に記録の作成、保存を行っているか。 【ガイドラインI-3-(2)-3】	議事録署名人が、議長と評議員2名と定款に定められているのに、評議員1名分しかない。	1法人

②理事・理事会—適格性・記録

項目	具体的事例	法人数
理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。 【ガイドラインⅠ-4-(3)-1】	理事会への欠席が継続している理事がいる。	1 法人
法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 【ガイドラインⅠ-6-(2)-1】	理事会議事録に議事録署名人である監事の署名または記名押印がないものがある。	1 法人

■管理

① 会計管理

項目	具体的事例	法人数
会計の原則に沿った会計処理を行っているか。 【ガイドラインⅢ-3-(1)】	拠点間の資金移動について適切な会計処理が行われていない。	1 法人
	拠点区分・サービス区分間の貸借が1年以内に精算されていない。	2 法人
	基本金とそれに見合う基本財産が別々の拠点に計上されている。	1 法人
経理規程が遵守されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-1】	経理規程に沿った事務処理が行われていない。	1 法人
予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-2】	インターネットバンキングを利用する際、申請者と承認者が別になっていない。	1 法人
会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-2】	計算書類において内部取引の相殺消去がされていない。	1 法人
その他積立金について適正に計上されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】	その他積立金の計上に関し、理事会の決議が明確でない。	1 法人
注記が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-1】	把握された注記すべき事項が注記されていない。	1 法人

(3) 主な口頭指摘事項（助言を含む）

■運営関係

具体的事例および指摘根拠
<p><口頭指摘></p> <ul style="list-style-type: none">・ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-1】・ 議案について特別の利害関係を有する理事がいるかを法人が確認していない。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-2】・ 理事会の決議があったとみなされる場合の確認書に日付が入っていないものがあった。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-2】・ 理事会が監事選任の議案を提出するにあたり、監事の過半数の同意の記載が不十分である。 【ガイドラインⅠ-5-(2)-1, Ⅰ-6-(2)-1】・ 役員の報酬について上限だけ規定されているが、個別の金額について監事・評議員については評議員会で決定すること。 【ガイドラインⅠ-8-(2)-1】 <p><助言></p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人調査書等の記載内容に不備が散見されたので、改善を図ること。・ 定款細則が定款とずれているので、一致させること。また、その他の規程間の文言整理も行うこと。・ 評議員会招集省略の同意書に日付を入れること。・ 評議員会での理事選任時、候補者ごとに審議したことがわかるよう議事録に記載すること。

■会計関係

具体的事例および指摘根拠
<p><口頭指摘></p> <ul style="list-style-type: none">・ 経理規程において、現実に即していない部分がある。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-1】・ インターネットバンキングでは申請者と承認者を分離しているが、承認者 PC では両方可能なので改善すること。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-2】・ 賞与引当金について、適正に計上されていないので是正すること。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】

- ・ 資金収支計算書と予算の前期末支払資金残高を一致させること。
【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】
- ・ 附属明細書と計算書類の金額を一致させること。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-2】
- ・ 固定資産の処分については経理規程通り理事長の承認を受けること。
【法人経理規程】
- ・ 経理規程に修正すべきところが見受けられるので、修正すること。
【法人経理規程】

<助言>

- ・ 継続契約を続けている古くからの契約について、契約書を確認しておいたほうがよい。
- ・ 口座の数が多いので整理したほうがよい。
- ・ 役員報酬規程については税込み金額で表示したほうがよい。
- ・ 小口現金と売上金は別に管理するのがよい。
- ・ 勘定残高明細を作成し、帳簿残高と突合すること。特に、事業未収金は発生年月ごとに明細を明らかにし、入金状況を把握するのがよい。
- ・ 小口現金については、各拠点に現金を持たせていることから、細則を定めたほうがよい。
- ・ 補正予算編成の目安を法人内で作ることが望ましい。
- ・ 有価証券の満期保有分とその他のものでは評価方法が異なるので、同一証券で混在することがないのが望ましい。
- ・ その他の有価証券は、その他の流動資産勘定にしているが、1年以内に売却する予定がないものであれば固定資産（投資有価証券）が適当と思われる。

※各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。法人詳細情報の中の「現況報告書」の「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の（2）」に公表されており、ご覧いただくことができます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>